

阿蘇市電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯の方へ給付金の支給を実施します

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

支給対象と申請の有無

○支給対象となる世帯

令和5年6月1日（基準日）に阿蘇市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

①世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

②世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の確認ができない世帯

▶給付金は申請不要で
受け取れます。

詳しくは裏面「①」へ

申請が必要です

▶申請期限
令和5年10月31日(火)

詳しくは裏面「②」へ

※令和5年1月2日以降、阿蘇市に転入してきた人がいる世帯は、所得情報などの確認があるため、7月中旬以降の通知となります。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

① 世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

- 対象世帯には、阿蘇市から給付金のお知らせが届きます。記載された給付金振込み口座に誤りがないか確認してください。
- お知らせから**約3週間後**、記載の口座に振込みます。

※支給対象に該当し通知がない場合は申請が必要となりますので、対策班へお問い合わせください。申請期間は、**令和5年10月31日**までです。

【ご注意ください】

給付金の受給を希望しない場合、または
記載の口座以外への振込みを希望される場合は、
阿蘇市臨時特別給付金事業対策班へご連絡ください。



② 世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の確認できない世帯

- 課税状況が確認できない世帯員がいる場合、阿蘇市から**申請書**※
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書」（様式第3号）が
送付されます。
- 申請書に必要事項を記入のうえ必要書類を添えて、阿蘇市に**返信**してく
ださい。申請期限は、**令和5年10月31日**までとなっています。
- 世帯員全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の確認ができた場合、
申請書受領から約2週間を目途に指定口座へ振込みます。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。



阿蘇市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに県・市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場
合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



阿蘇市ホームページ

お問い合わせ

阿蘇市臨時特別給付金事業対策班
阿蘇市一の宮町宮地504-1(本庁北側別館)

☎ 0967-22-5700

受付時間 平日9:00~17:00